

令和 8 年 9 月 3 日
環境政策部環境保全課

給餌による迷惑行為に関する今後の方向性について

1 主旨

区は、平成 30 年 4 月に施行した「世田谷区環境美化等に関する条例」（以下「条例」という。）において、第 2 条第 10 号で「給餌」を、第 11 号で「給餌による迷惑行為」を定義するとともに、第 4 条第 3 項において、区民等に対し給餌による迷惑行為を行わないよう努める責務を規定している。

これまで区は、条例に基づく普及啓発や改善依頼等により対応してきたが、一部地域では改善が見られず、15 年以上にわたり周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしている事案がある。また、給餌による迷惑行為に関する相談件数は増加傾向にある。

こうした状況を踏まえ、給餌による迷惑行為の防止を図り、良好な生活環境を確保するため、条例第 7 条の禁止行為に給餌による迷惑行為を追加するとともに、指導、勧告、命令、公表及び罰金等の規定を設ける条例改正に向けた検討を開始する。

2 これまでの課題

- (1) これまで野鳥への給餌に起因する騒音や糞害等に関する相談はあったが、ここ数年相談件数が増加傾向にある。また、一部地域では 15 年以上に渡り、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしている事案もある。
- (2) 現行の条例では、給餌による迷惑行為に対する禁止規定や、指導、勧告、命令等の根拠規定を設けていないことから、区の対応は改善依頼や協力要請等の任意の働きかけに留まっている。任意の働きかけに応じない場合においても、実効性のある対応を講じることが困難となっている。

3 今後の方向性

野鳥への給餌に起因する騒音や糞害等については、区民生活に継続的かつ深刻な影響を及ぼしている事案がある一方、現行条例では、禁止規定や命令等の根拠規定がなく、区の対応は任意の働きかけに留まっている。

このため、給餌による迷惑行為の防止に向け、禁止行為を明確化するとともに、指導、勧告、命令、公表及び罰金等を段階的に適用する仕組みについて検討する。また、対象者の特定や被害との因果関係の確認など適正な運用を確保するための制度設計について整理する。

なお、公表や罰金等の適用については、公平性及び客観性を確保するため、区長の附属機関として審査会を設置し、第三者の視点から、対象者の選定、給餌行為と被害との

因果関係及び公表等の処分の妥当性を審査する仕組みについて検討する。

さらに、条例改正の検討に当たっては、専門的かつ多角的な視点から検討を行うため、「検討部会」を設置し、具体的な制度設計を進める。

4 スケジュール

令和8年	9月18日	環境審議会（諮問）
	9月～10月	環境審議会検討部会開催（2回）
	11月	条例改正素案
	11月～12月	区民意見募集
令和9年	2月	条例改正案

【参考資料】

相談件数

給餌による迷惑行為についての相談件数は増加傾向にある。

令和8年度は約4ヶ月間で既に令和7年度の7割程度の相談が寄せられている。

給餌相談件数(区民の声、せたがやコールおよび問い合わせ)						
地域 年度	玉川	世田谷	北沢	烏山	砧	合計
令和3年度	3	15	10	2	2	32
令和4年度	9	13	6	0	5	33
令和5年度	9	13	3	1	5	31
令和6年度	15	12	7	2	9	45
令和7年度	5	14	10	3	4	36
令和8年度 (8/31 まで)	6	18	4	1	1	30
合計	47	85	40	9	26	207